

環境省行政効率化推進計画

平成16年6月15日

環境省

平成17年6月17日改定

平成18年8月29日改定

平成19年7月2日改定

平成20年12月26日改定

1. 公用車等の効率化

(これまでの取組)

- 幹部用車両について、幹部が使用していない時には、一般職員が活用することにより、公用車を効率的に運用。
- 更新にあたっては、低公害車への切り換えを実施し、平成16年度末時点で全ての公用車を低公害車化。
- 毎月第一月曜日をノーカーデーとし、職員の公用車利用の自粛を促すとともに、駐停車中のアイドリングストップの励行により燃料費を削減。
- 職員の運転手の定年退職に際しては、必要最低限の職員数を確保しつつ、それ以外については民間委託を活用。
- 全車にETCを登載し、高速道路料金を削減。
- 環境保全に向けた国の率先実行の一環として、庁舎に共用自転車を導入し、霞が関周辺地域における公用車による短距離移動の自転車への転換を実践。
- 所管の独立行政法人等に対し、同様の効率化を進めるように要請。
- 国立公園の巡回や保全整備等の目的に使用する業務用車両については、原則として、車両運行業務委託は引き続き行わないこととする。

(今後の取組計画)

- 保有する公用車(運転手付で専ら人の移動用の庁用乗用自動車)について、業務の必要性を考慮し、職員運転手の最低限の人員を確保しつつ、稼働率の向上、公共交通機関の活用、通勤時の送迎の縮減を推進することにより、平成25年度までに4台削減する。

また、職員運転手は待機時間に他の業務(車両管理その他の現業的業務、事務の補助的業務等)に従事することとし、人材の有効活

用を図る。(引き続き実施)

- 業務用車(各府省が保有する公用車以外の車両で、3、5、7ナンバーのもの)については、国民に対する行政サービスの低下や業務の効率的な遂行に支障をきたさないといった点にも留意しつつ、使用頻度の低い業務用車について管理している官署内の他の業務用車との利用の統合、公共交通機関の活用等を推進することにより、平成25年度までに1台削減する。
- 車両の用途などを精査し、車種、車格について普通車からより安価な小型車や軽自動車に切り替え可能な場合には、買い替え、又はリース車両も活用する。
- これまでの効率化の取組についても、引き続き推進する。(引き続き実施)

《取組実績》

(公用車)

26台(15年度)→25台(21年度)→24台(22年度)→23台(23年度)→22台(25年度)

平成21年度予算における削減効果 ▲2,319千円

人件費を除く削減効果 ▲2,319千円

(業務用車)

122台(20年度)→121台(25年度)

平成21年度予算における削減効果 0千円

2. 公共調達の効率化

(これまでの取組)

- インターネットによる入札情報サービスの提供 (H12年5月)
- インターネットによる競争参加資格申請の受付 (H13年2月)
- 本省維持管理業務に係る契約及び物品調達契約方式の見直しによる経費の節減 (H13年4月)
- インターネット技術を活用した電子入札・開札システムの導入 (H16年3月)
- 電力供給契約の入札を省CO2化の要素を考慮して実施。(H18年2月)

○ 各地方環境事務所に電子入札・開札システムを導入

(H18年3月)

(今後の取組計画)

(1) 一般競争入札の拡大と総合評価方式の拡充等

- 公共調達について、適切な入札参加資格を設定するとともに適正な履行の確保に配慮しつつ、一般競争入札による調達を逐次拡大する。一般競争入札による調達の割合（競争入札に付した件数に占める一般競争入札の割合）を含め、一般競争入札の実施状況を毎年度公表する。（引き続き実施）
- 予定価格が6千万円以上の公共工事については、工事目的物の有する特殊性に鑑み一般競争方式に適さないものを除いて、一般競争方式によることとする。この場合、原則、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を実施するとともに、毎年度の総合評価方式の実施状況を公表する。
また、予定価格が6千万円未満の公共工事についても、不良・不適合業者の排除や事務量増大の抑制等の措置を講じつつ、できる限り一般競争方式の導入に努めるとともに、総合評価方式を積極的に活用する。（実施平成20年度当初からできるだけ速やかに）
- 公共調達のうち、公共工事以外の入札を実施する場合には、原則として、一般競争入札によることとする。（引き続き実施）
- 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令により落札者の公示等が義務付けられている特定調達契約以外の入札に関しても、随意契約による場合に準じてホームページによる情報の公表に努めるものとする。（引き続き実施）
- 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）に基づき、建築設計の契約相手を決めるに当たっては、原則として、環境配慮型プロポーザル方式を採用し、建築設計者に環境配慮を求めることとする。（平成20年度以降）

《取組実績》

○一般競争入札の公表

平成19年度の一般競争入札の割合を含めた調達全体の実施状況については、環境省HPで公表している。また、平成18年10月以降は、随時一般競争入札の実施状況を公表している。

(<http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/tekisei/index.html>)

○平成20年度における公共工事（競争方式）の実績（H20.9.30現在）

・ 予定価格が6千万円以上の工事

一般競争入札：1件（2.6%）、439百万円（40.2%）

一般競争方式以外の全ての競争方式：0件（0.0%）、0百万円（0.0%）

・ 予定価格が6千万円未満の工事

一般競争方式：29件（76.3%）、508百万円（46.5%）

一般競争方式以外の全ての競争方式：8件（21.1%）、145百万円（13.3%）

○平成20年度における公共工事の総合評価方式の実施状況（H20.9.30現在）

4件（10.5%）、514百万円（47.1%）

なお、平成19年度以降、随時総合評価方式の実施状況を公表しているところ。

(<http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/tekisei/index.html>)

○公共工事以外の契約についても、競争性のない随意契約によらざるを得ない場合を除き、一般競争入札など競争性のある契約方式による調達を実施している。

○平成20年12月現在、2件について環境配慮型プロポーザル方式を実施した。

(2) 適切な競争参加資格の設定等

- 実質的な競争性を確保するため、次の取組を行う。(引き続き実施)
 - ・受注実績等により新規参入業者を不当に制限することのないよう、入札参加資格を見直す。
 - ・発注コストを考慮しつつ、業務内容の行程や地理的範囲等から見て適切な発注単位を設定し、競争性の確保に努める。
 - ・受注実績がなくても入札に参加できるよう、業務のマニュアル化を進める。
 - ・参入業者をできる限り多く確保するため、参入が予想される業者に広くPRを行うなど、参入可能であることの周知を図る。
 - ・長期的な収入予測やコスト見積りが可能となるよう、複数年契約を導入する。
 - ・契約の内容に応じ、公告期間を延長し、周知を徹底する。
- 入札・契約の監視等を行う第三者機関においては、応札者又は応募者が1者しかいないものなどについては重点的に監視を行う。(引き続き実施)
- 総合評価方式による一般競争入札については、現行の受託者が過大に評価されることのないよう、評価項目、評価点の配分等について十分留意する。(引き続き実施)
- 調達物の仕様を設定するに当たっては、環境配慮契約法に基づく契約を除き、必要最小限の性能・機能を定めるにとどめ、限られた業者しか入札に参加することができないこととなることのないよう一層徹底する。(引き続き実施)

《取組実績》

- 入札参加資格を設定する場合には必要最低限のものとするなど、実質的な競争性の確保に努めている。
- 第三者機関において、応札者又は応募者が1者しかいないものを重点的に抽出してもらい、競争参加資格の設定などが適正であったか等について審議いただいた。
- 総合評価方式による一般競争入札について同種又は類似の業務実績を評価項目とする場合、環境省からの受託実績に限定せず地方公共団体や民間等からの受託実績を含めるなど、現行の受託者が過大に評価され

ることのないよう十分留意している。

○調達物の仕様を設定するに当たっては、環境配慮契約法に基づく契約を除き、調達目的を達成するために必要な最低限の性能・機能を定めるにとどめ、極力限られた業者しか入札に参加することができないことのないよう、引き続き配慮する。

(3) 予定価格の適正な設定

○取引実例に係る市場調査をインターネットなどを活用し幅広く行い、予定価格のより適正な設定に引き続き努める。(引き続き実施)

《取組実績》

予定価格の設定に当たって市場調査を行う際には、インターネット等を活用するなど、適正な価格設定に努めている。

(4) 随意契約の見直し等

- 随意契約については、「随意契約見直し計画(平成19年1月改定)」に従って、真にやむを得ないもの以外は、競争性の高い契約方式に速やかに移行する。移行に当たっては、原則として一般競争入札に移行し、それが困難な場合に限り、企画競争などの競争性のある随意契約とする。平成20年度以降、競争性のない随意契約とした契約については、契約内容、競争性のある契約方式への移行年限、移行困難な場合にはその理由等を公表する。(引き続き実施。公表についてはできるだけ速やかに実施)
- 少額随意契約以外の随意契約案件について、環境省HPにおいて、契約の相手方、契約金額、随契理由等をまとめて公表する。特に、契約の相手方が所管公益法人等であるものについて、随意契約によることとした理由を具体的かつ詳細に記載するものとする。また、少額随契による場合においても、見積合せを行うなど競争的手法の導入に努める。(引き続き実施)

- 内部監査において、随意契約の重点的監査を実施する。（引き続き実施）
- 「随意契約見直し計画（改訂）」の対象となっている契約を中心に、環境省全体の入札・契約の状況を定期的に把握する。（平成 20 年度以降）

《取組実績》

平成 19 年 1 月の「随意契約見直し計画（改訂）」の内容

競争性のない随意契約 223 億円 → 46 億円
 （▲177 億円、79%減）

計画作成後の随意契約の適正化の実施状況（H20. 9. 30 現在）

競争入札 708 件（45. 5%）、12, 701, 948 千円（25. 2%）
 企画競争・公募 453 件（29. 1%）、16, 131, 989 千円（31. 9%）
 競争性のない随意契約 394 件（25. 4%）、21, 686, 007 千円（42. 9%）

随意契約見直しに伴う平成 21 年度予算における削減効果

▲85, 985 千円

《主な具体例》

・環境技術実証事業を行う場合には、従来、随意契約により行っていたが、一般競争入札へ移行すること等により、経費を節減

これに伴う平成 21 年度予算による削減効果 ▲4, 344 千円

○少額随意契約以外の随意契約案件については、環境省HPで既に公表している。

（<http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/tekisei/index.html>）

○内部監査の実施に当たり、随意契約にしたものについて、適正であるか、効率的執行であるか等、金額の多寡によらず重点的監査を実施している。

（5）落札率 1 事案への対応等

- 公共調達（予定価格を含め当該契約に関する情報を開示することが適当でないと認めたものを除く。）について、落札率を一覧表にし

て公表する。なお、公表において、一般競争入札及び指名競争入札の別を明らかにする。（引き続き実施）

- 取引実例に係る市場調査をインターネットなどを活用して幅広く行い、市場価格を適切に把握して予定価格のより適正な設定に引き続き努める。（引き続き実施）
- 参考見積を徴取する場合には、原則として複数の業者から徴取するとともに、参考見積をもとに予定価格を作成する場合には、見積の比較、取引実例との比較等を行い、より適正な予定価格の設定に引き続き努める。（引き続き実施）
- 調達物の仕様を設定するに当たっては、環境配慮契約法に基づく契約を除き、必要最小限の性能・機能を定めるにとどめ、限られた業者しか入札に参加することができないこととなることのないよう一層徹底する。（引き続き実施）
- 再度入札を繰り返すことは可能な限り避け、落札者がいない場合にはなるべく再度公告入札を行う。（引き続き実施）

《取組実績》

○環境省HPにおいて、一般競争入札及び指名競争入札に係る契約情報として、落札率についても、予定価格を含め当該契約に関する情報を開示することが適当でないものと認められるものを除き、公表している。

(<http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/tekisei/index.html>)

○予定価格の設定に当たって市場調査を行う際にはインターネット等を活用する、参考見積を徴取する場合には原則として複数の業者から徴取するなど、予定価格のより適正な設定に努めている。

○調達物の仕様を設定するに当たっては、環境配慮契約法に基づく契約を除き、調達目的を達成するために必要な最低限の性能・機能を定めるにとどめ、極力限られた業者しか入札に参加することができないことのないよう、引き続き配慮する。

○たび重なる再度入札を繰り返すことは避け、再度公告入札を行うこととする。

(6) 国庫債務負担行為の活用

- コピー機、パソコン等の物品について、購入する場合や単年度賃貸借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年契約によることとする。(引き続き実施)
- 複数年度にわたる情報システムの開発等について、原則として国庫債務負担行為による複数年契約により実施することとする。(引き続き実施)

《取組実績》

- 物品のリース契約等において、単年度契約と比して合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年契約を活用している。
- 複数年度にわたる情報システムの開発等については、国庫債務負担行為による複数年契約により実施するよう努めている。

(7) その他

- 徹底した仕様の見直し・合理化によるコスト削減を図る。(過剰仕様の見直し)(引き続き実施)
- 電子入札システムの活用を引き続き図る。(引き続き実施)
- 電話料金の割引制度の活用を引き続き図る。(引き続き実施)
-)
- 電力供給契約については、契約電力50kW以上の契約全てについて入札を実施する(ただし、当面、沖縄県内その他特殊な事例を除く)。その際には、環境配慮契約法に基づくいわゆる裾切り方式による入札を実施する。(21年度より本格的に実施)
- 環境配慮契約法において国庫債務負担行為の年限が十か年度に延長されたことを踏まえ、庁舎の光熱水費を削減するため、他の先進的事例を参考に、ESCO事業導入の検討等を進める。(引き続き実施)
- 競争入札の方法による契約についても、再委託の承認等必要な措置をとるなど、その適正な履行の確保に努める。(引き続き実施)

- 消耗品の調達に当たっては、単価契約による調達などにより、契約件数の縮減を推進するとともに、随意契約による調達を見直し、一般競争契約の導入・拡大を推進する。特にコピー用紙、トナー類及び文具用品類（以下、消耗品3品目）は、調達事務の集約化を行うとともに、集約化等を行ってもなおかえってコストが高くなる場合を除き、消耗品3品目とも単価契約による調達を行う。その際には、国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）の判断基準を満たす用品の調達を行う。（引き続き実施。消耗品3品目については21年度より本格的に実施）
- 適正に物品管理を行う観点から、必要に応じ物品の現状把握を行い、物品管理簿等の帳簿への記録を適正に行うとともに、各省庁における各庁舎単位での不用物品に係る情報の共有化を図り、不用物品が生じた場合には、速やかに管理換や分類換による有効活用の検討を行い、有効活用の途がないものについては、売払いや廃棄などの処分の方針を決定する。（引き続き実施）
- 庁舎の維持・管理に係る役務契約において、同業種の複数の相手との随意契約を一括することにより一般競争入札に付することができるものについては一括し、一般競争入札に付すよう徹底する。（引き続き実施）
- 合同庁舎における各種の役務、物品等の調達契約に関し、次の取組を行う。（引き続き実施）
 - ・ 合同庁舎の共通部分と専用部分の維持・管理に共通する役務又は物品について、共用部分については合同庁舎の管理官署が、専用部分については入居官署がそれぞれ調達している場合には、合同庁舎の管理官署及び入居官署は、共通部分と専用部分の当該役務又は物品の一括調達を推進する。特に清掃業務及び蛍光管類は、合同庁舎で一括調達する。
 - ・ 合同庁舎における各種の役務、物品等の調達契約については、一官署が代表して契約を行ったり、各官署が割り振られた契約のみを行うなど、各入居官署がそれぞれ契約や支払に係る業務を行わないで済むよう事務の省力化方策について検討する。
 - ・ 合同庁舎別の一括調達について、合同庁舎の管理官署を中心として、関係省庁において検討することとする。
- 官庁営繕に関して、価格だけでなく環境に配慮した施工技術や工事自体の品質を含めた総合評価落札方式や、工事成績を反映した優れ

- た企業による競争の推進を図るための工事成績評定等の標準化・統一化等について検討を行うこととする。（平成19年度以降）
- 公共工事以外の公共調達について、不自然な入札結果の事後的・統計的分析を行う。（引き続き実施）
 - 環境省の組織令等に基づき、会計の監査を行う際に、年度末の予算執行状況について内部監査を重点的に行うこととする。（引き続き実施）

《取組実績》

- 電気供給契約について
平成21年度予算における削減効果 ▲7,230千円
- 消耗品の調達について
平成21年度予算における削減効果 ▲1,516千円
- 引き続き、電子入開札システムの活用を図る。
（参考）平成20年度実績（11月末まで）：228件
- 生物多様性センターにおいて、平成20年度に簡易ESCO診断を実施し、平成21年度よりフィージビリティ・スタディーを実施する予定。
- 再委託の承認等の手続を定め、その適正な履行の確保に努めているところ。
- 不要品については、引き続き使用可能なものについては管理換等の手続を行い、破損等により有効活用出来ないものについては廃棄等の手続をとるようにしている。
- 合同庁舎における各種の役務・物品等が一括調達できるように関係省庁と検討していく。
- 不自然な入札結果が見られた事案はなかったが、引き続き入札結果について事後的・統計的分析を行う。
- 内部監査の実施に当たり、年度末に不要不急の予算執行が行われてい

ないか、監査を実施している。

3. 公共事業のコスト構造改善

(これまでの取組)

- H9. 4 政府の「公共工事コスト縮減対策に関する行動指針」(平成9年4月公共工事コスト縮減対策関係閣僚会議決定)に基づき、「公共工事コスト縮減対策に関する行動計画」を策定し、コスト縮減を図った。
- H12. 10 継続的且つ新たなコスト縮減施策を実施するために決定された、政府の「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」(平成12年9月閣議決定)に基づき、「自然公園等事業費用縮減新行動計画」(以下、「新行動計画」という。)を策定し、コスト縮減を図った。
- H15. 11 事業計画・設計から維持管理に至るまでの各段階における最適化を図り、公共事業全てのプロセスをコストの観点から見直すこととした、政府の「公共事業コスト構造改革プログラム」(平成15年9月公共事業コスト縮減対策関係省庁連絡会議決定)に基づき、「環境省公共事業コスト構造改革プログラム」(以下、「構造改革プログラム」という。)を策定し、総合的なコスト縮減を図った。
- H20. 7 コストと品質の観点から公共事業を抜本的に改善し、良質な社会資本を効率的に整備維持するために策定された、政府の「公共事業コスト構造改善プログラム」に基づき、「環境省公共事業コスト構造改善プログラム」(以下「構造改善プログラム」という。)を策定し、総合的なコスト構造改善に取り組んでいる。

(今後の取組計画)

- 環境省直轄事業において、新行動計画と構造改革プログラムの二つの施策を並行して推進してきたところであるが、平成20年度からは「構造改善プログラム」に統合して、コスト構造改善施策を推進することとしている。当該プログラムに基づき、事業のスピードアップ、計画・設計・施工の最適化、維持管理の最適化及び調達の最

適化に向けての施策を実施し、平成20年度から5年間で、平成19年度と比較して、15%の総合コスト改善率を達成することを目標とする。(平成20年度から5年間)

また、前記2に掲げた公共調達の効率化の取組に加えて、次の事項についても検討の上、推進を図ることとする。

- 国土交通省作成の総合評価方式事例集を活用するなどにより、総合評価方式に関する情報の普及を図ること。(引き続き実施)
- 工事成績が一定以下の業者について競争資格を認めない措置を導入する等、過去の成績を適切に反映させること。(引き続き実施)
- 優れた企業による競争を推進するため、工事成績データベースを活用すること。(平成20年度以降)
- 設計段階におけるVE制度の導入を促進すること。(平成20年度以降)
- 市場単価方式の適用工種を拡大すること。(平成20年度以降)
- 資材単価等の積み上げによる積算ではなく、契約実績に基づき、工種別に単価設定を行う「ユニットプライス型積算方式」を試行すること。(平成20年度以降)

《取組実績》

- 公共事業のコスト構造改善について

平成21年度予算における削減効果 (H15~19) ▲746百万円

この取組による平成24年度までの削減見込額 ▲1,395百万円

- 総合評価方式に係る先進的取組事例として、国土交通省作成の事例集を活用するなど、総合評価方式に関する情報の普及を図る。(引き続き実施)

- 工事成績が一定以下の工事については、実績として認めない措置を導入し、過去の工事成績を競争参加資格へ適切に反映させるように努める。(引き続き実施)

- 工事成績データベースを活用し、優れた企業による競争の推進に努めていく。(平成20年度以降)

- 予算規模、組織体制等を考慮しつつ、設計段階におけるVE制度

の採用について検討を行う。(平成20年度以降)

○市場単価方式の適用工種について検討を行う。(平成20年度以降)

○予算規模、組織体制等を考慮しつつ、ユニットプライス型積算方式の試行の可能性について検討を行う。(平成20年度以降)

4. 電子政府関係の効率化

(これまでの取組)

- e-Japan 重点計画に基づき、平成15年3月に申請・届出等手続のオンライン化を図るため、電子申請システムの運用を開始するとともに、文書管理システムに決裁機能を追加して、行政の効率化を図った。
- 電子申請・届出システムの利用時間を原則として365日24時間とし受付時間の拡大を実施した。更には、利用者の利便性を向上するため、環境省電子申請・届出システムで受け付けている手続について、平成19年3月に電子申請の受付窓口を電子政府の総合窓口(e-Gov)に移行した。
- 平成18年3月に環境省ネットワーク(共通システム)の最適化計画を策定した。(平成18年3月6日環境省環境情報管理委員会決定)
- 人事・給与等業務・システム最適化計画に基づき、業務の合理化・効率化を図りつつ、共同利用機関連絡会議に参加し、他府省と機器等の効率的な導入に向けた検討を実施した。
- 国家公務員給与の全額振込化については、平成17年11月支給分から達成している。

(今後の取組計画)

(1) 業務・システムの最適化と行政組織等の減量・効率化

- 環境省ネットワーク(共通システム)最適化計画に基づき、環境省が保有する複数のネットワークを統合・集約するとともに運用業務の一元化を行う。(引き続き実施)

- 霞が関WAN及び政府認証基盤（共通システム）の最適化計画（平成17年3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定、平成19年8月24日改定）に基づき、環境省認証局を新たに構築される政府共用認証局に一元化すること等により、業務の簡素化・集約化を図る。（平成20年度）
- 電子政府推進計画（平成18年8月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定、平成19年8月24日改定）に基づき、環境省所管の申請・届出等手続の簡素化・合理化を行うとともに、電子申請・届出システムの利用の拡大に向けて、広報の充実や関係各方面への協力依頼を進める。（引き続き実施）
- 電子決裁システムの利用促進、文書の電子化の一層の推進等により事務の効率化を図る（引き続き実施）
- 人事・給与等の内部管理業務について、人事・給与等業務・システム最適化計画に基づき、効率化措置等を定めた合理化計画を策定する。（可能な限り早期に策定）
- 人事・給与等の内部管理業務について、人事・給与等業務・システム最適化計画に基づき、当該システムの導入を図る。（可能な限り早期に導入）
- 旅費、物品調達、物品管理、謝金・諸手当等の行政内部の管理業務について、「ITを活用した内部管理業務の抜本的効率化に向けたアクションプラン」に基づき、業務改革（BPR）を積極的に推進し、2年以内に府省共通のシステム化を目指す。特に旅費業務については、「旅費業務に関する標準マニュアル」に沿って、規程類の標準化、判断基準の統一化を図りつつ、決裁階層の大幅な簡素化、ペーパーレス化の徹底等を実施する。
- 国の行政手続に関し、政府全体の行動計画である「オンライン利用拡大行動計画」を踏まえ、添付書類の省略、手数料の引下げ等の具体的な改善措置を検討した上で、オンライン利用促進に向けた取組を着実に推進し、利用率の向上及び業務の効率化を図る。（平成20年度以降）

（2）国家公務員給与の全額振込化

- 引き続き国家公務員給与の全額振込化について、堅持する。（引き続き実施）

(3) その他の効率化

- 法規集等については、費用対効果等も勘案し、電子化されているCD-ROM等の導入を図り、行政のペーパーレス化（電子化）に資するものとする。（引き続き実施）
- 「情報システムに係る政府調達の基本指針」に沿って調達を進めるとともに、業務の見直しを含め、効率的なシステム化を図る。また、調達仕様書の作成に当たり専門家の意見を取り入れるなど、できる限り支出を節減する。（引き続き実施）

《取組実績》

- ネットワークの統合・集約、運用業務の一元化について、

平成21年度予算における削減効果	▲195,019千円
この取組による平成23年度までの削減見込額	▲365,566千円
- 平成20年8月に政府共用認証局へ移行した後に、環境省認証局を廃止した。

平成21年度予算における削減効果	▲22,691千円
------------------	-----------
- 環境省が扱う申請・届出等手続におけるオンライン利用件数
17,278件（平成18年度）→ 22,344件（平成19年度）
- 電子決裁システムの利用状況（電子起案の件数）
8,877件（平成18年度）→ 6,495件（平成19年度）
※システムの障害により電子起案を一時中止したことに伴う減。
- 今後、人事・給与関係業務情報システム事務局からのシステム導入後における業務フローに基づいて、内部管理業務の効率化措置等を定めた合理化計画の検討・策定を行っていく。
- 現在、他府省との共同利用時期を踏まえつつ、効率的な導入方法の検討をしているところである。

○「オンライン利用拡大行動計画」を踏まえた、環境省の行政手続におけるオンライン利用促進に関する調査を実施。

○一部の法規集についてはCD-ROMを導入した。今後も引き続き、法制関係事務との関係を勘案しながらCD-ROM等の導入を検討していく。

○システムの構築等にあたっては、CIO補佐官によるヒアリングを実施し、経費積算の妥当性の確保等に努めている。

5. アウトソーシング

(これまでの取組)

- 公用車の運転業務については、職員の運転手の新規採用を昭和58年4月を最後に行っておらず、職員の定年退職に際しては、必要最低限の職員数を確保しつつ、これ以外は民間委託を活用。
- 電話交換業務を民間委託により実施。
- ホームページの作成・管理業務を民間委託により実施。また、地方支分部局のホームページの運営を本省と統合。
- 省内ネットワークシステム等の情報システムの管理業務を民間委託により実施。
- 統計・調査業務を民間委託により実施。
- 国民公園管理運営業務を民間委託により実施。
- 発送先の多いものについての梱包、発送は民間委託により実施。
- 新聞記事のクリッピング業務を民間委託により実施。
- 国家試験運営業務を民間委託（指定試験機関等）により実施。

(今後の取組計画)

- 公用車の運転業務については、職員の運転手の定年退職に際し、職員運転手の最低限の人員を確保しつつ、必要に応じて民間委託により実施予定。（引き続き実施）

- 現在進められている全府省共通の旅費等内部管理共通システムの開発と合わせて、旅費計算業務の外部委託化に取り組むこととされているところであり、この方針の確定を踏まえ、環境省においても対応すること。（引き続き実施）
- 広報業務・職員研修業務については、今後さらに、効率的な民間委託について検討。（引き続き実施）
- 既に民間委託にて実施している電話交換等業務、国民公園管理運営業務、新聞記事のクリッピング業務、国家試験運営業務については、引き続き民間委託での効率的運用を図る。（引き続き実施）
- 発送先の多いものについての梱包、発送は民間委託により実施。（引き続き実施）
- 国際会議、審議会等の会議運営業務における事前準備、速記録作成、通訳等定型的業務については、必要に応じ、民間委託を推進する。（引き続き実施）
- 地方支部分局等地方施設における清掃、警備等の業務について、必要に応じ、民間委託を検討する。（引き続き実施）
- 上記の取組と併せ、以下の取組を進める。
 - ・ 施設・設備等の管理業務、電話交換業務、地方支分部局等地方施設における清掃、警備等の総務業務について、現業職員の退職時不補充を徹底する。（引き続き実施）
- 環境省ホームページの作成業務については、できるだけ早期に職員が更新を実施するためのシステムの導入を検討する。（可能な限り早期に導入）
- 市場化テストについては、公共サービス改革法に基づき、統計調査、施設の管理等の分野について、民間事業者の創意工夫を最大限発揮させる観点から、複数年契約化、事業の包括性に留意しつつ、対象事業を積極的に選定する。

《取組実績》

- 引き続き、職員運転手の最低限の人員を確保しつつ、必要に応じて、民間委託を実施する予定。
- 旅費等内部管理業務共通システムの開発の状況に応じて、引き続き検討していく。

○既に民間委託にて実施している広報業務については、引き続き民間委託での効率的運用を図る。職員研修業務については、語学研修等を専門業者に請け負わせるとともに、外部の有識者を活用することが効果的・効率的なカリキュラムについて外部講師を活用する等のアウトソーシングを実施している。

○電話交換等業務、国民公園管理運営業務、新聞記事のクリッピング業務、国家試験運営業務については、引き続き民間委託を推進する。

平成21年度予算における削減効果 ▲2,004千円

○アンケート・調査等大量に発送を要する文書等について、既にアウトソーシングを実施しており、今後とも継続していく。

○引き続き、国際会議や審議会等の会議運営業務において事前準備や速記録作成、通訳等について、必要に応じて民間委託を推進する。

○施設・設備等の管理業務、電話交換業務、地方支分部局等地方施設における清掃、警備等の総務業務については、既に現業職員の採用は行わないこととしている。

○職員が環境省ホームページの更新を実施するためのシステム（CMS）の導入については、一部のページに導入済みであり、導入範囲の拡大に向けた課題等の整理を進めている。

○環境調査研修所の管理・運営業務について民間競争入札を実施し、平成21年4月より落札者による事業を実施する。統計調査その他業務についても、平成21年度以降民間競争入札を実施する予定。

6. IP電話の導入等通信費の削減

（今後の取組計画）

○通信費の削減を図るため、IP電話を本省及び地方支分部局に導入する。（平成21年度以降）

- 上記の取組と併せて、通話料金の各種割引制度の活用をはじめ通信費の削減に資する取組を進める。マイライン割引、一括請求割引及び長期契約割引の全ての電話料金割引サービスを、本省及び地方支分部局に導入する。（引き続き実施）

《取組実績》

- IP電話の導入について
これまで本省及び地方支分部局にてIP電話を導入していなかったが、平成21年度以降、電話交換機を介さない直通電話について、既存電話回線に併設する形で随時導入する。
- 電話料金割引サービスの導入拡大について
平成21年度予算における削減効果 ▲4,750千円

7. 統計調査の合理化

（これまでの取組）

- 統計調査の結果等については、環境省ホームページ、政府統計の総合窓口（e-Stat）ホームページ等により公表しているところ。
- 統計調査結果等は平成16年度から運用を開始した環境情報総合データベースを活用し、データベース化を実施しているところ。
- これまでも統計事務のアウトソーシングについて実施しているところ。

（今後の取組計画）

- 今後とも現在実施している統計調査の結果等については環境省ホームページ、政府統計の総合窓口（e-Stat）ホームページ等を活用した公表を継続する。（引き続き実施）
- 今後とも現在実施している統計事務のアウトソーシングを継続する。（引き続き実施）
アウトソーシングを推進するに当たっては、公共サービス改革法の積極的な導入を図る。（平成20年度以降）
- 統計調査等業務の業務・システム最適化計画（平成18年3月各府

省情報化統括責任者（C I O）連絡会議決定）に基づき、政府統計共同利用システム（本格運用：平成20年度～）の運用を始めとした効率化を進める。（引き続き実施）

《取組実績》

○既に環境省ホームページ、政府統計の総合窓口（e-Stat）ホームページ等を活用した公表を実施しており、今後も引き続き実施する。

さらに、平成16年度から運用を開始した環境情報総合データベースも活用し、統計調査結果等のデータベース化の推進に努める。

○「水質汚濁物質排出量総合調査」及び「水質汚濁防止法等の施行状況調査」については、公共サービス改革法に基づく民間競争入札を平成21年度調査から実施するための準備を行っている。当省が所管する他の政府統計調査の事務についても、ほぼ全てにおいて既に包括的民間委託形式のアウトソーシングを実施しており、今後も引き続き実施する。

○政府統計共同利用システムの平成20年度からの本格運用開始を受けて、調査結果を順次掲載する等活用し、統計調査等業務の業務・システムの最適化を図っており、今後も引き続き実施する。

8. 国民との定期的な連絡等に関する効率化

（今後の取組計画）

○簡易書留で配達している郵便物を、支障のない限り配達記録に変更する。（引き続き実施）

○信書以外の郵便物についてメール便等を活用するとともに、大口発送による特別料金等の割引制度を活用する。また、利用実態を踏まえて宅配便等の入札を実施する。（引き続き実施。但し入札は平成21年度以降）

○書式の簡略等により、可能な限り封筒から葉書へ変更する。（引き続き実施）

○他府省や地方公共団体等への通知・通達を電子的に発送できる電子文書交換システムの利用促進を図る。（平成20年度以降）

《取組実績》

- 郵便物の内容を考慮しながら、支障のない限り配達記録を活用する。
- 平成21年度予算における削減効果（入札未実施のため参考として）
▲167千円
- 通信内容に配慮しつつ、引き続き積極的に変更するよう努める。
- 電子文書交換システムの機能等を周知し、公文書等の発送における本システムの利用の促進に努める。

9. 出張旅費の効率化

（これまでの取組）

- 「WEB版出張旅費システム2000」導入による旅行経路探索、旅費請求書作成作業の簡素化。

（今後の取組計画）

- 出張を行う際には、割引制度の情報の収集に努め、特に事情がある場合を除き、原則、割引航空運賃を利用することとし、省内に周知徹底し、効率的な出張旅費の使用を図る。（引き続き実施）
- 航空機利用及び鉄道利用の出張において、割引航空券等の利用予定の書面による事前の確認、割引航空券等の利用がない場合の理由書の徴収を全ての部局で行う。（速やかに実施）
- 内国出張及び外国出張について、割引制度の適用が無い、日程が直前まで定まらない等の事情がある場合を除き、割引運賃及びパック商品を利用する。航空機利用の内国出張及び外国出張における、割引航空券及びパック商品の利用率を、それぞれ最低70%以上とする。（平成21年度より実施）
- 出張に代わる手段を活用することにより、出張旅費の削減について検討する。（平成19年度以降）
- 出張を行う際には、最も経済的な経路の情報の収集が行えるよう、管理・チェックの体制を整えること。（引き続き実施）

- 職員に対する旅費の支給方法について、事務の省力化及び事故防止の観点から、原則として口座振り込みにより支払いをしている。
(引き続き実施)

《取組実績》

(外国旅費)

平成 21 年度予算における削減効果 ▲51, 634
千円

(内国旅費)

平成 21 年度予算における削減効果 ▲5, 337
千円

○割引航空券等の利用予定の書面による事前の確認、割引航空券の利用がない場合の理由書の徴収等を行うことにより、割引航空券等及びパック商品の利用率の向上を図る。

10. 交際費等の効率化

(これまでの取組)

- 交際費については、適正な支出によって経費の効率的利用に取り組んできた。
- 職員に対する福利厚生については、共済組合と連携して、適切に実施してきた。

(今後の取組計画)

- 部外者に対し、儀礼的、社交的な意味で支出するという趣旨を徹底し、かつ、職務関連性を一層厳しく確認の上、使用するものとする。
(引き続き実施)
- 職員に対する福利厚生については、共済組合と連携して、民間との均衡を考慮しつつ、引き続き適切な水準となるよう努める。(引き続き実施)
- レクリエーション経費については、原則廃止する。(平成 20 年度以降)

《取組実績》

(交際費)

平成21年度予算における削減効果

▲531千円

○職員の対する福利厚生については、共済組合との連携により、引き続き適切な水準となるよう努めている。

○レクリエーション経費については、平成20年度においては執行を凍結した。また、平成21年度予算要求を行わなかった。

1.1. 国の印刷物等への広告掲載

(今後の取組計画)

○国の印刷物等については、行政の効率化と財政の健全化に資する観点から、引き続き広報印刷物を広告媒体として活用するとともに、平成21年度より省名入り封筒、ホームページも広告媒体として活用することにより、歳入の確保に努めることとする。(引き続き実施)

《取組実績》

- 平成17年度においてリーフレット「外来生物法」について、平成18年度においてパンフレット「動物愛護管理法のあらまし」について、平成19年度においてリーフレット「飼う前に考えて！」について、広告掲載の募集を行ったが、応募者がなかった。
- 平成20年度においては、広報印刷物への広告掲載を行うために引き続き検討する。

1.2. 環境にも配慮したエネルギー・資源使用の効率化

(これまでの取組)

○環境マネジメントシステムを実行し、事務用品の再利用や詰め替え使用、用紙類の裏面活用や分別廃棄、省エネ機器の導入や昼休みの

消灯、公用車の使用を控えるノーカーデーの設置等環境への配慮に努めることによる庁費（一般経費・光熱料・燃料費等）の削減に寄与した。（13年度から継続）また、環境基本計画により、各府省における環境配慮の方針の策定（環境マネジメントシステムの導入）を促し、環境基本計画推進関係府省会議参加16府省（以下「関係府省」という）全てが策定した。平成18年度から環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）第6条の規定により、国の各機関に前年度における環境配慮の実施状況について公表することを求めており、平成20年5月末現在、関係府省を含む21機関が公表している。

- クールビズ、ウォームビズの励行について周知徹底した。
- 冬季においては、暖房の原則停止を実施した。
- 両面印刷、裏紙のリユース使用、メールの活用の促進等を周知し、用紙の削減を図ってきた。
- 環境省内で不用となった備品については、その都度、文書、メール等により周知し、有効活用が図られるように努めてきた。
- 建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓について、二重窓や遮光フィルムを導入するとともに、風の流れを考慮した什器（パーテーション類）の配置の仕方により、エネルギー使用量の抑制を図った。
- 環境省内ネットワークとして導入するサーバや、職員のパソコン、ネットワーク機器などの調達において、環境点を設定した総合評価方式による入札を実施し、消費電力の削減を図った。

（今後の取組計画）

（1）環境マネジメントシステムの実施

- 環境マネジメントシステムの継続的实施を図る。また、環境基本計画の点検等を活用して、政府全体で環境マネジメントシステムが効果的・継続的に実施されているかを点検する。（引き続き実施）

（2）エネルギー使用量の抑制

- 冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度に冷暖房温度の適正管理（暖房の原則停止等を含む）を徹底する。（引き続き実施）

- クールビズ、ウォームビズの励行について、引き続き実施するとともに、より一層の周知徹底を図り、業務の効率化を進める。（引き続き実施）
- 20時以降の執務室の消灯及び、OA機器、照明のスイッチの適正管理、簡易ESCO診断等により、エネルギー使用量の抑制を図る。（引き続き実施）
- 遮熱効果の高いブライドの導入、風の流れを考慮した什器（パーティション類）の配置の仕方により、エネルギー使用量の抑制を図る。（引き続き実施）
- 「政府実行計画における庁舎ESCO促進のための簡易ESCO診断実施基準」（平成19年3月30日地球温暖化対策本部幹事会申合せ）に基づき、ESCO診断の実施を進める。
- 庁舎の使用電力購入等に際しても公共調達の効率化を図る。その際、省CO2化の要素を考慮した方式について、環境配慮契約法を踏まえ、既に導入している裾切り方式の一層の活用促進を図るとともに、総合評価落札方式の検討を進める。（引き続き実施）
- 輸配送の公共調達の際には、エネルギー効率等を鑑み、一定以上の管理を実施している業者を採択し、エネルギー・資源使用の効率化を図る。また、庁舎管理等についても同様に一定以上の管理を実施することとしているが、今後更に範囲を広げ、効率的なエネルギーの使用等、環境に配慮した役務の推進に努める。（引き続き実施）
- 「国の庁舎における太陽光発電・建物緑化等のグリーン化について」（平成19年5月30日地球温暖化対策本部幹事会申合わせ）に基づいて、太陽光発電の導入、建物の緑化等の庁舎のグリーン化を進める。（引き続き実施）
- 上記のほか、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成19年3月30日閣議決定）並びにこれに基づき環境省が温室効果ガスの排出削減等のために自ら実行する措置を定めた「実施計画」及び「環境省温室効果ガス削減計画」に基づき、また、「各省等の実施している温暖化対策取組事例集」（環境省とりまとめ）等を踏まえ、エネルギー・資源使用の効率化を図る。（引き続き実施）

(3) 資源の節約

- 廃棄物の量を減らすため、廃棄物の発生抑制 (Reduce)、再使用 (Reuse)、再生利用 (Recycle) の 3 R を引き続き進める。とりわけ、用紙の使用量については、次の対応等を実行し、更なる削減に努める。(引き続き実施)
 - ・ 情報伝達・情報保存・意思決定という、紙を必要とする主要な業務プロセスについて、目的と照らして必要な紙使用となるよう、最適化に努める。
 - ・ 紙での配布から電子媒体での配布及び、紙での保存から電子媒体での保存の実施。
 - ・ 裏紙のリユース使用の一層の徹底。
- 環境省内の備品の有効活用をさらに一層進めるため、中古備品のリストを作成し、電子掲示板に掲載して情報を共有することで、備品のリユース・コスト削減を進める。(引き続き実施)
- 必要に応じて節水コマを取り付ける等により節水を推進する。(引き続き実施)
- 業務を効率的に、かつ環境保全上適正に行うため、適正なファイリング、会議における紙の使用量の削減、電子決済の推進などにより環境省のオフィスのクリーン化を進める。(引き続き実施)

《取組実績》

(エネルギー等使用量の抑制)

平成 21 年度予算における削減効果

▲70,185 千円

○引き続き、職員の健康維持管理を踏まえつつ、冷・暖房温度の適正管理の徹底、クールビス・ウォームビズの励行の一層の周知徹底を図る。

○引き続き、執務室における O A 機器や照明のスイッチ等の適正管理を行い、エネルギー使用の抑制の継続を図る。加えて、風の流れを妨げないように什器等の配置の仕方を指示した。

○生物多様性センターにおいて、平成 20 年度に簡易 E S C O 診断を実施している。

○引き続き、庁舎の使用電力の購入について、裾切り方式の活用促進を図るとともに、引き続き、効率的なエネルギーの使用等、環境に配慮した役務の推進に努める

○引き続き、政府の実行計画等に基づき、庁舎のグリーン化について検討するほか、エネルギー・資源使用の効率化を図る。

○引き続き、3Rの実施と用紙使用量の削減を図る。

○既に中古備品リストを作成し、電子掲示板に掲載しているところ。

○節水対策については、既にセンサー式自動水栓を設置し推進しているところであるが、さらなる節水対策として、必要に応じ、節水コマを取り付ける等により推進を図る。

○SEABIS（旅費等内部管理業務共通システム）及び電子契約システムの施行により、契約及び備品購入等の電子決済が推進される見込み。
引き続き、環境省のオフィスのクリーン化を推進する。

13. その他

（1）環境省担当部署一覧（環境省タウンページ）の作成

（これまでの取組）

○平成16年3月から環境省担当部署一覧（環境省タウンページ）を省内に配布し、省外からの各種問い合わせに活用している。

（今後の取組計画）

○今後の新規事業に併せて、随時、更新を図る。（引き続き実施）

(2) 環境省行政効率化計画のフォローアップ

(今後の取組計画)

- 政府全体のフォローアップに当たって、環境効率性の観点も含めたフォローアップを行うことができるよう、その手法の在り方について検討を始める。(引き続き実施)

《取組実績》

- 上記取組計画に基づき引き続き実施。
(平成21年1月1日付けで更新予定)
(平成20年8月1日付けで更新済み)
(平成20年4月1日付けで更新済み)

○ 環境省行政効率化推進会議等において、フォローアップの手法の在り方について検討を進めているところであり、引き続き検討していく。

※ 《取組実績》中「平成21年度予算における削減効果」については、過去1年間において入札等を実施しているものについて、行政効率化の取組がなければ、取組開始前と比べてどれだけ追加的な費用が必要であったかを算出するなどして、削減効果としたものである。